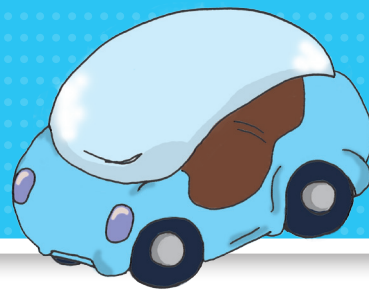


車体課税



見直し

自動車重量税の見直し

- ◆ 自動車重量税について、エコカー減税の拡充を行うとともに経年車に対する課税の見直しを行います。

◎エコカー減税の拡充

	初回車検	2回目車検
H27年度燃費基準 +20%達成	免税	▲50%
H27年度燃費基準 +10%達成	▲75%	
H27年度燃費基準達成	▲50%	

(注)上記は、ガソリン乗用車の例。

	初回車検	2回目車検
H27年度燃費基準 +20%達成	免税	免税
H27年度燃費基準 +10%達成	▲75%	
H27年度燃費基準達成	▲50%	

[平成26年4月1日以後に新車新規車検を受ける車について適用します。]

◎経年車に対する課税の見直し

	～13年	13年超	18年超
自家用乗用車 ・車両重量0.5tごと	4,100円	5,000円 ⇒ 5,700円	6,300円
自家用バス・トラック(2.5t超) ・車両総重量1tごと			

(注1)上記は、1年間当たりの「当分の間」税率。他の車種についても同様の見直しを行います。ただし、営業用車の税率の変更はありません。

(注2)急激な負担増とならないよう、2段階での引上げを行います。(上記のケースでは、平成26年度から5,400円に、平成28年度から5,700円に引き上げます。他の車種についても同様。)

参考 地方税における車体課税の見直し

見直し

自動車取得税の見直し

- ◆ 自動車取得税については、自家用自動車(軽自動車を除く)は3%、営業用自動車及び軽自動車は2%とします。また、エコカー減税について、現行、税率75%軽減する自動車に係る軽減割合を80%にする等の拡充を行います。

軽自動車税の見直し

見直し

- ◆ 四輪車等について
 - ① 平成27年度以降に新規取得される四輪等の新車の税率を、自家用乗用車にあつては1.5倍、その他の区分の車両にあつては約1.25倍に引き上げます(これ以前から所有している車や中古車を新たに取得した場合は現行税率のまま)。
 - ② 最初の新規検査から13年を経過した四輪車等について、約20%の重課を導入します(平成28年度分から)。
- ◆ 二輪車等について
平成27年度以降、税率を現行の約1.5倍(最低2,000円)に引き上げます。